

別紙2 今後のスケジュールなど

1. 対象となる事業者（小売業の場合）

中小・小規模事業者・・・資本金5000万円以下または従業員数50人以下
※事業協同組合（酒販協同組合）を含む

2. 対象となるキャッシュレス決済手段及び決済事業者

- （1）クレジットカード・デビットカード（28社）・・・別紙3
- （2）電子マネー（19社）・・・別紙4
- （3）QRコード（12社）・・・別紙5
- （4）EC事業向け（8社）※インターネット取引での決済・・・別紙6

3. 端末導入などへの国等からの補助

- （1）端末本体及び設置費用・・・国と決済事業者で全額補助（自己負担なし）
- （2）決済手数料は3.25%以下・・・国が1/3を補助
※ただし、2019.10～2020.6の期間中のみ

4. 加盟店となるための登録方法

- （1）2.の決済事業者を通じて行う
- （2）2.の決済事業者が提示するプランの中から選択

5. 今後のスケジュール

4月下旬 制度の説明会 ※経済産業省→（決定次第、県連HPにも掲載）
5月中旬 加盟店登録開始（8月末まで） ※申請登録は決済事業者を通じて
7月下旬 対象店舗の公表 ※経済産業省

6. 補助の対象外となる取引

有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券・プリペイドカード等）

7. 相談窓口

ポイント還元窓口（中小・小規模事業者向け）

0570-000655（平日10：00～18：00）

<https://cashless.go.jp/>（キャッシュレス・消費者還元事業HP）